

三朝町訓令第2号

三朝町公共工事等に係る指名競争入札施行要領の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月5日

三朝町長 吉 田 秀 光

三朝町公共工事等に係る指名競争入札施行要領の一部を改正する訓令

三朝町公共工事等に係る指名競争入札施行要領（平成13年三朝町訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(入札の執行)</p> <p>第7条 予定価格は、入札執行日<u>(予定価格を入札執行前に事前公表する場合には、町長が別に定める日)</u>に決定するものとする。ただし、やむを得ず執行日前に決定したときは、漏えい防止に万全を期すものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 入札執行回数は、原則として2回<u>(予定価格を入札執行前に公表する場合には、1回)</u>までとする。</p>	<p>(入札の執行)</p> <p>第7条 予定価格は、入札執行日に決定するものとする。ただし、やむを得ず執行日前に決定したときは、漏えい防止に万全を期すものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 入札執行回数は、原則として2回までとする。</p>

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成24年3月5日（以下「施行日」という。）から施行する。

(適用区分)

2 この訓令による改正後の三朝町公共工事等に係る指名競争入札施行要領の規定は、施行日以後に公告し、又は通知する入札について適用し、同日前に既に公告し、又は通知した入札については、なお従前の例による。